

昭和五十三年三月七日受領
答 弁 第 一 五 号

(質問の 一五)

内閣衆質八四第一五号

昭和五十三年三月七日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員横山利秋君提出台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横山利秋君提出台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問に対する答弁書

一について

本問題の処理に係る行政庁は、恩給関係は総理府、援護年金関係及び未払給与関係は厚生省、軍事郵便貯金関係は郵政省、対外事務関係は外務省、財務関係は大蔵省であるが、本問題の特性にかんがみ、これらの府及び各省の連絡会議を開き整合性のある処理を図るよう努めているところである。

二について

本問題については、「一について」に掲げる関係行政庁が事案の内容に従って、現在台湾住民が国を相手に提起している軍事郵便貯金支払請求訴訟その他一連の訴訟への対応をも考慮しな

がら、処理方法を鋭意検討しているところである。

三について

御質問の冒頭の関係者からの要求四項目のうち、

(1)及び(4)については、応じ難い。

(2)については、債務として履行すべきものについて、前記「二について」で述べたとおりその方法を検討している。

(3)については、未払給与、軍事郵便貯金に関して、(2)についての検討の結果履行するものとした場合には、債権者の確認という見地から具体的方策を検討する必要があると考える。

右答弁する。